

自然環境保全法

目次

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 第一章 総則（第一条—第十一条） | 第二章 自然環境保全基本方針（第十二条・第十三条） |
| 第三章 原生自然環境保全地域 | |
| 第一節 指定等（第十四条—第十六条） | |

- 第四章 自然環境保全地域
第一節 指定等（第二十二条—第二十四条）
第二節 保全（第二十五条—第三十条）
第三節 生態系維持回復事業（第三十一条の二）

- ## 第四章の二 沖合海底自然環境保全地域

- ## 第二節 保全（第三十五条の四—第三十五条の七）

- ## 第三節 雜則（第三十五條のハ）（第三十五條の十一）

- 第六章 都道府県自然環境保全地域及び都道府県における

- 第七章 補則（第五十二條）

- ## 第八章 罰則（第五十三条—第五十九条）

- 附則

- （目的）第一章 緒見

- 第一条** この法律は、自然公園法（昭和三十二年法律第二百四十九号）の規定によるものとする法律と相まって、自然環境を保全する事が特

- の他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにする七七七七、将来の国民七二れを継承できるようこ

- 化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第二条** 国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法

- 第三章に於ける現地の住民についての筆者現地記述によると、それぞれの立場において努めなければならぬ事項は

- 第三条** (財産権の尊重及び他の公益との調整)
自然環境の保全に当たつては、関係者の所有権を

- の保全その他の公益との調整に留意しなければならない（基礎調査の実施）。

- 第四条** 国は、おおむね五年ごとに地形、地質、植生及び
水文等の調査並びに監視の結果をもとに、これを総合して、
国土の自然環境の保全と利用のための計画を立て、これを実施する。

- ### (地域開発施策等における配慮)

- 第三章 國は 境境の開拓及び整備の件の自然環境に
その実施に當たつては、自然環境の適正な保全について

- ## 第六条から第十一條まで

- ## 第十一章 (自然環境保全基本方針) 自然環境保全基本方針

- 第十二条** 国は自然環境の保全を図るための基本方針を定めなければならない。

- 二 自然環境保全に関する基本構想

三 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策の基準に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、前二号に掲げる地域と自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律に基づく地域との調整に関する基本方針その他自然環境の保全に関する重要な事項

五 環境大臣は、自然環境保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めるべきなればならない。

六 前三項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

第十三条 削除

第三章 原生自然環境保全地域

(指定)

第一節 指定等

第十四条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同条第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。

2 環境大臣は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び中央環境審議会の意見をきかなければならない。

3 環境大臣は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域内の土地を、国が所有する場合にあつては当該土地を所管する行政機関の長の、地方公共団体が所有する場合にあつては当該地方公共団体の同意を得なければならぬ。

4 環境大臣は、原生自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

5 原生自然環境保全地域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

第十五条 原生自然環境保全地域に関する保全計画（原生自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、環境大臣が関係都道府県知事及び中央環境審議会の意見をきいて決定する。

2 環境大臣は、原生自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その原生自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。

3 前二項の規定は、原生自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について準用する。

(原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第十六条

原生自然環境保全地域に関する保全事業(原生自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で政令で定めるものに關するものをいう。以下同じ。)は、國が執行する。

2 地方公共団体は、環境大臣に協議して、原生自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

第二節 保全

(行為の制限)

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境大臣が學術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のためるために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

四 鉱物を掘採し、又は土石を探取すること。

五 水面を埋め立て、又は干拓すること。

六 木竹を伐採し、又は損傷すること。

七 木竹以外の植物を探取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を探取すること。

八 木竹を植栽すること。

九 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

十 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を探取し、若しくは損傷すること。

十一 動物を放つこと(家畜の放牧を含む)。

十二 火入れ又はたき火をすること。

十三 廃棄物を捨て、又は放置すること。

十四 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

十五 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十六 前各号に掲げるもののほか、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

十七 前項ただし書の許可には、当該原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

十八 原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境大臣にその旨を届け出なければならぬ。

十九 原生自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該原生自然環境保全地域内において第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月間(その期間内に同項ただし書の許可を申請したときは、許可又は不許可の処分があるまでの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

二十 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第三項の規定は、適用しない。

二十一 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

(中止命令等)

第二十二条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認められた者に対する行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 環境大臣は、政令で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締官を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(立入制限地区)

第十九条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために特に必要があると認めるとときは、原生自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、立入制限地区を指定することができる。

2 第十四条第三項の規定は立入制限地区の指定及びその区域の拡張について、同条第四項及び第五項の規定は立入制限地区的指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、それぞれ準用する。

3 何人も、立入制限地区に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十七条第一項ただし書の許可を受けた行為(第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行なうために立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行なうために立ち入る場合

三 原生自然環境保全地域に関する保全事業を執行するために立ち入る場合

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるものを行なうために立ち入る場合

五 前各号に掲げるもののほか、環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

六 第十七条第一項ただし書の許可を受けた者(第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行なうために立ち入る場合

七 共同の機関又は地方公共団体が行なう行為については、当該共同の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

八 国の機関又は地方公共団体は、第十七条第三項の規定により届出を要する行為をしたときは、同項の規定による届出の例により、環境大臣にその旨を通知しなければならない。

九 (報告)
(国等に関する特例)

二十 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるとときは、第十七条第一項ただし書の許可を受けた者に対して、当該許可を受けた行為の実施状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

二十一 (指定)
第一節 指定等

第二十二条 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの(政令で定める地域にあっては、政令で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。)

二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの

三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原

五 又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

その海域内に生存する熱帶魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積以上のもの

- 六 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域内における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令で定める面積以上のもの
- 七 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。
- 八 環境大臣は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見を聴かなければならぬ。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならぬ。
- 九 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、環境大臣に意見書を提出することができ
- 十 環境大臣は、前項の規定により縦覧に供された指定の案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

- 十一 第十四条第四項及び第五項の規定は自然環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、第三項前段の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、同項後段及び前三項の規定は自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

- 十二 第二十三条自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、環境大臣が決定する。
- 十三 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
- 二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「特別地区」という。）又は特に保全を図るべき海域（以下「海域特別地区」という。）の指定に関する事項
- 三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

- 四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項
- 五 第十五条第二項の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、前条第三項前段の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（前項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

- 六 地方公共団体は、環境大臣に協議して、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

- 七 第二十四条自然環境保全地域に関する保全事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、国が執行する。
- 八 地方公共団体は、環境大臣に協議して、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

第二節 保全

- 九 第二十五条環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができます。

- 十 第十四条第四項及び第五項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

（特別地区）

- 十一 第二十五条環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができます。

- 十二 第十四条第四項及び第五項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

- 十三 環境大臣は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行なうことができる木竹の伐採（第十項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を農林水産大臣と協議して規定するものとする。自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものとの変更（第二十三条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。）をするときも、同様とする。

- 十四 特別地区内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号若しくは第六号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第二十八条第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第二号に掲げる行為で前項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一 第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる行為

- 二 木竹を伐採すること。

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

- 四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと又は当該植物の種子をまくこと。

- 五 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

- 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

- 七 道路、広場、田畠、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

九 第十七条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

- 十 環境大臣は、第四項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- 十一 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかるわらず、引き続き当該行為をすることができる。

- 十二 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について環境大臣に届け出たときは、第四項の許可を受けたものとみなす。

一 第四項及び第七項の規定は、適用しない。

- 二 認定生態系維持回復事業等（第三十条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

六 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為（報告及び検査等）

第二十九条 環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）
3 2 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に付された条件」とあるのは、「第二十五条第四項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する前条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者、第二十八条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による处分」と、第二十二条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号」とあるのは、「第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号又は第二十七条第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」とあるのは、「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と、「したとき」とあるのは、「したとき、又はしようとするとき」と、「同項」とあるのは、「これら」と読み替えるものとする。

第三節 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二 環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るもの）を行おうとする國の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 生態系維持回復事業の目標
- 2 生態系維持回復事業を行う区域
- 3 生態系維持回復事業の内容
- 4 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの

な事項

3 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第三十条の三 国は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つものとする。

地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行ふことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 生態系維持回復事業を行う区域
- 3 生態系維持回復事業の内容
- 4 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について適用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第三十条の四 環境大臣は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

1 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

2 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行なうことができなくなつたと認めるとき。

3 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

4 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

（報告徵収）
第三十条の五 環境大臣は、第三十条の三第二項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第四節 雜則

（実地調査）

第三十一条 環境大臣は自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、環境大臣以外の國の機関又は地方公共団体の長は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれその職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去

させることができる。ただし、他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めることによる。

- 2 国の機関又は地方公共団体の長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。
- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

（公害等調整委員会の裁定）

- 3 第二十五条第四項、第二十七条规定第三項又は第二十八条第二項の規定による環境大臣の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。
- 4 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条の規定は、前項の処分につき、处分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用（損失の補償）。

- 3 第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の許可を得ることができないため、第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する第七条第二項の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

- 3 前項の補償を受けようとする者は、環境大臣にこれを請求しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

- 4 国は、自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は国が行なう自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、地方公共団体は当該地方公共団体が行なう自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、第三十一条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する（訴えの提起）。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境大臣」とあるのは、「第三十一条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣又は地方公共団体の長」と読み替えるものとする。
- 2 前項の訴えにおいては、国又は地方公共団体を被告とする。（配慮）

- 3 第三十一条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。
- 2 前項の訴えにおいては、当該地域に係る住民の農林漁業（指定）

- 3 第三十五条の二 自然環境保全地域以外の沖合の区域（我が国の内水及び領海（水深二百メートルを超える海域に限る。）、排他的經濟水域並びに大陸棚（排他的經濟水域及び大陸棚（沖合海底特別地区）））の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

第四章の二 沖合海底自然環境保全地域

第一節 指定等

- 3 第三十五条の二 沖合海底自然環境保全地域は、自然環境保全地域以外の沖合の区域（我が国の内水及び領海（水深二百メートルを超える海域に限る。）、排他的經濟水域並びに大陸棚（排他的經濟水域及び大陸棚（沖合海底特別地区）））の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

- 2 第二節 保全（沖合海底特別地区）
 - 3 第三十五条の四 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、沖合海底特別地区を指定することができる。
 - 2 第十四条第四項及び第五項の規定は、沖合海底特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
 - 3 沖合海底特別地区内においては、次に掲げる行為（以下この章及び第五十六条第六号において「特定行為」という。）は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 鉱物を掘採すること。
- 二 鉱物の探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの。
- 三 海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの。
- 四 前三号に掲げるもののほか、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。
- 第五条 第二項の規定は、前項の許可について準用する。
- 環境大臣は、特定行為で当該特定行為に伴う海底の形質の変更が沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないことその他の環境省令で定める基準に適合しないものについては、第三項の許可をしてはならない。
- 第六条 第三項の規定により特定行為が規制されることとなつた時ににおいて既に当該特定行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該特定行為をすることができる。
- 第七条 前項に規定する者が同項の期間内に当該特定行為について環境大臣に届け出たときは、第三項の許可を受けたものとみなす。
- 第八条 特定行為のうち、沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるものについては、第三項の規定は、適用しない。
- 第三十五条の五** 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、環境省令で定めるところにより、特定行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。
- 環境大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をして、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る特定行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 第三項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る特定行為に着手してはならない。
- 第四条 第二十八条第三項及び第五項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十五条の五第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第三十五条の五第三項」と読み替えるものとする。
- 第五条 次に掲げる行為については、第一項、第二項及び前項において準用する第二十八条第三項の規定は、適用しない。
- 一 特定行為のうち、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので環境省令で定めるもの。
- 二 沖合海底自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している特定行為（報告及び検査等）
- 第三十五条の六** 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、船舶の船長その他の特定行為に關係があると認められる者に対し、特定行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、船舶その他の必要な場所に立ち入り、特定行為の実施状況を検査させ、若しくは当該特定行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 第二十九条 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は立入調査について準用する。（準用）
- 第三十五条の七** 第十八条の規定は沖合海底自然環境保全地域の区域内における特定行為に対する命令について、第二十二条の規定は当該区域内において国機関又は地方公共団体が行う特定行為（報告及び検査等）

為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に付された条件」とあるのは「第三十五条の四第三項の規定に違反し、若しくは同条第四項において準用する前条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者、第三十五条の五第一項の規定による届出をせず、第三十五条の四第三項に規定する特定行為をした者又は第三十五条の五第二項の規定による処分」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号」とあるのは「第三十五条の四第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「したとき」とあるのは「しようとするとき」と読み替えるものとする。

第三節 雑則

（科学的知見の充実のための措置）

第三十五条の八 国は、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する科学的知見の充実を図るために、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関等の協力）

第三十五条の九

環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の長その他の関係者に対し、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（連絡及び協力）

第三十五条の十 環境大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（准用）

第三十五条の十一 第三十二条の規定は第三十五条の四第三項又は第三十五条の五第二項の規定による環境大臣の処分について、第三十三条第一項から第三項まで及び第三十四条の規定は第三十五条の四第三項の許可を得ることができないため、同条第四項において準用する第十七条第二項の規定により許可に条件を付されたため、又は第三十五条の五第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第一項中「前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第三十五条の十一において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。（配慮）

第三十五条の十二 沖合海底自然環境保全地域に関する規定の適用に当たつては、当該地域において行われる漁業その他の生業の安定に配慮しなければならない。

第五章 雜則

（保全事業の執行に要する費用）

第三十六条 保全事業（原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。）の執行に要する費用は、その保全事業を執行する者の負担とする。（原因者負担）

国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により保全事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その保全事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。（受益者負担）

第三十七条 国又は地方公共団体は、保全事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その保全事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)	第三十九条 前二条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関する必要な事項は、政令又は条例で定める。
(負担金の強制徴収)	第四十条 第三十七条又は第三十八条の規定による負担金を納付しない者があるときは、環境大臣又は当該地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
2 前項の場合においては、環境大臣は環境省令で定めるところにより、当該地方公共団体の長は条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。	3 環境大臣又は地方公共団体の長は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該負担金が国の収入となる場合にあつては国税の、地方公共団体の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
4 延滞金は、負担金に先だつものとする。 (国の補助)	
第四十一条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、保全事業を執行する都道府県に対して、その保全事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。 (適用除外)	第四十二条 第三十六条から前条までの規定は、保全事業のうち他の法律にその執行に要する費用に關して別段の規定がある事業については、適用しない。
第四十三条 環境大臣は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域、立入制限地区、特別地区、野生動植物保護地区、海域特別地区若しくは沖合海底特別地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするとき、原生自然環境保全地域に関する保全計画、自然環境保全地域に関する保全計画若しくは沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更をしようとするとき、又は第二十五条第六項、第二十七条第五項若しくは第三十五条の四第五項の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	第四十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。
第六章 都道府県自然環境保全地域及び都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関	第四十五条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的・社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することができるものを都道府県自然環境保全地域として指定することができる。
(都道府県自然環境保全地域の指定)	2 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域は、都道府県自然環境保全地域の区域に含まないものとする。 (保全)
第四十六条 都道府県は、都道府県自然環境保全地域における自然環境を保全するため、条例で定めるところにより、その区域内に特別地区（野生動植物保護地区を含む。）を指定し、かつ、特別地区（野生動植物保護地区を含む。）内及び都道府県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内における行為につき、それぞれ自然環境保全地域の特別地区（野生動植物保	
護地区を含む。）又は普通地区における行為に関する第四章第二節の規定による規制の範囲内において必要な規制を定めることができる。この場合においては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。	第四十七条 都道府県は、条例で、都道府県自然環境保全地域に關し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十一条の規定の例によりその職員に他人の土地に立ち入り、同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせる旨を定めることができる。
第三十九条の規定は、第一項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。	2 都道府県は、前項の規定に基づく条例で第十八条第一項の権限に相当する都道府県知事の権限を定めた場合には、当該条例で、都道府県知事が同条第二項及び第三項の規定の例によりその職員にその権限の一部を行なわせることができる旨を定めることができる。
第四十八条 都道府県は、第四十六条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 (損失の補償)	3 第三十二条の規定は、第一項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。
第四十九条 環境大臣は、都道府県に対し、都道府県自然環境保全地域の行政又は技術に關し、必要な助言又は勧告をすることができる。 (報告、助言又は勧告)	第四十九条 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行う行為に關する特例については、第三十条において準用する第二十二条の規定の例による。
第五十条 都道府県は、都道府県自然環境保全地域の行政又は技術に關し、必要な助言又は勧告をすることができる。 (国等に關する特例)	2 環境大臣は、都道府県に対し、都道府県自然環境保全地域の行政又は技術に關し、必要な助言又は勧告をすることができる。
第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。	2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に屬させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要な事項を調査審議する。
第五十二条 都道府県が自然環境の保全を行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都道府県の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。	3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第八章 罰則 (地方債についての配慮)
第一項の規定に違反した者	二 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第三十五条の七において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者（次条に規定する者を除く。）
第五十三条の二 外国船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第三十条又は第三十五条の七において準用する第十八条	外の船舶をいう。以下同じ。）において第三十条又は第三十五条の七において準用する第十八条

第一項又は第二項の規定による命令（第三十条において準用する場合にあつては、海域における行為に対するものに限る。）に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項（第二十五条第五項、第二十六条第四項、第二十七条第四項及び第三十五条

の四第四項において準用する場合を含む。) の規定により許可に付された条件に違反した者(次条第二号に規定する者を除く。)

二 第十九条第三項、第二十五条第四項、第二十六条第三項、第二十七条第三項又は第二十五条の四第三項の規定に違反した者（次条第一号に規定する者を除く。）

第五十四条の二 外国船舶において第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項の規定に違反した者は、五百円以下の罰金に処する。

二 外国籍船舶において第二十七条第四項又は第三十五条の四第四項において準用する第十七条第一項の規定により許可を付された条件に違反した者

第五十五条 第二十八条第二項又は第三十五条の五第二項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一項又は第三十五条の六第一項の規定による報告をせず
の報告をした者

二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

第三百二十九条第一項又は第三十五条の五第三項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨害する者は罰金又は三十万円以下の罰金に処する。

五
第三十一条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、
げ、又は忌避した者

六 又は妨げた者
第三十五条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、特定行為をした者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第五十三条から前条までの違反行為を（ことときは、「行為者」と謂する）する時は、その行為者を罰するほか、

行行為を量でないが、その
法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 第四十六条第一項又は第四十七条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者は、
対して、その違反行為の様に応じ、それぞれ第五十三条から前条までに定める処罰の程度を

（第一審の裁判権の特例） これない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

第五十九条 第五十三条の二及び第五十四条の二の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等

第六十一条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの（以下「取締官」という。）は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長、船長に代わつてその職務を行う者を含む。及び暴反者（当該

船舶の乗組員に限る。(以下同じ。)に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

一 海域における第五十三条の二、第五十四条の二、第五十五条、第五十六条第一号から第四号まで若しくは第六号又は第五十七条（第五十三条の二、第五十四条の二、第五十五条並びに第

五十六条第一号から第四号まで及び第六号の違反行為に係る部分に限る。の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」という。）に関して船長その他の乗組員の逮捕が

二 行われた場合 前号に掲げる場合のほか、事件に關して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（次項第一号において「船舶国籍証書等」という。）の押収が行われた

場合であつて船長その他の乗組員が前号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

二 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び様態その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

三 第六十二条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等の他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

一 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び様態その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

二 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

三 檢察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

二 担保金は、主務大臣が保管する。

三 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一日を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一日を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

四 前項の規定によつて、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

三 担保金は、事件に関する手続が終結した場合その他のその保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

（主務省令への委任）

第六十三条 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。（主務大臣等）

第六十四条 第六十一条から第六十二条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
（良好な都市環境を確保するため必要な自然環境の保全）

第二条 政府は、良好な都市環境を確保するために必要な自然環境の保全のための制度についてすみやかにその整備を図るものとする。

附 則 (昭和四八年九月一日法律第七三号) 抄
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄
(施行期日)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月五日法律第二十六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三年五月二一日法律第七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条まで
の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日）
附 則 (平成四年六月五日法律第七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第一章並びに附則第九条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月十九日法律第九二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第一回並びに附則第九条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定
(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限
る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に
限る)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)
並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条
の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、
第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、
第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（自然環境保全法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五回 施行日前に第四十六条の規定による改正前の自然環境保全法第十六条第二項若しくは
第二十四条第二項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれららの規定によりされ
ている承認の申請は、それぞれ第四十六条の規定による改正後の自然環境保全法第十六条第二項
又は第二十四条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前
において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の
地方公共団体その他公共団体の事務(附則第二百六十一条において「国等の事務」という。)は、
この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務
として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下こ
の条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下こ
の条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについて
は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服

審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、
施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当
該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項
第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に
関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき
る限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び國
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十七条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十八条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十九条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百六十条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則（平成二一年六月三日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定（公布の日）

（自然環境保全法の一
部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の自然環境保全法（次条において「旧自然環境保全法」という。）第二十七条第一項の規定により指定されている海中特別地区は、第二条の規定による改正後の自然環境保全法（以下「新自然環境保全法」という。）第二十七条第一項の規定により指定された海域特別地区とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧自然環境保全法第二十七条第六項又は第七項に規定する者に該当している者であつて、同条第六項又は第八項の規定による届出をしていない者についての行為をした旨又は着手している行為の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧自然環境保全法第二十七条第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項若しくは第八項の規定によりされた届出（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた届出を含む。）は、新自然環境保全法第二十七条第三項の規定によりされた許可若しくは許可の申請又は同条第六項若しくは第八項の規定によりされた届出とみなす。（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
（施行期日）
第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新自然公園法及び新自然環境保全法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新自然公園法及び新自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年五月二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区画法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第一百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。）、第一百三十三条、第一百四十二条、第一百四十四条、第一百四十一条、第一百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第一百二十四条、第一百二十一条（都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第一百三十二条（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。）、第一百五十九条、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百七十二条第四項、第七十三条第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十七条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第一百七十五条及び第一百八十六条（ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百十三条、第一百十五条及び第一百八条の規定（公布の日から起算して三月を経過した日）

（罰則に関する経過措置）
第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二六年五月三〇日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
- 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
附 則 (平成三一年四月二六日法律第二〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 環境大臣は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)前においても、この法律による改正後の自然環境保全法(以下「新法」という。)第十一条の規定の例により、同条第一項の自然環境の保全を図るために基本方針を定めることができる。

- 2 前項の規定により定められた新法第十二条第一項の自然環境の保全を図るために基本方針は、施行日において同条の規定により定められたものとみなす。
- 3 環境大臣は、新法第三十五条の二第一項の規定による指定及び新法第三十五条の三第一項の規定による決定のため、施行日前においても、関係地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。
- 4 新法第三十五条の四第五項の環境省令の制定又は変更及びこれらに関する必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新法第四十三条第一項の規定の例により行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日